

昭島 GLP プロジェクト 巨大データセンター建設計画



脱炭素の取組に逆行

ただちに、計画の中止 と 抜本的再検討 を

日本共産党東京都議会議員団



原純子

(江戸川区選出)



大山とも子

(新宿区選出)



アオヤギ有希子

(八王子市選出)



とや英津子

(練馬区選出)

本パンフレットは下記の論戦をもとに作成しました

2024年5月23日 環境・建設委員会 原純子都議(江戸川区選出)

2024年5月28日 警察・消防委員会 大山とも子都議(新宿区選出)

2024年9月13日 環境・建設委員会 アオヤギ有希子都議(八王子市選出)

2024年9月25日 第三回定例会本会議 代表質問 とや英津子都議(練馬区選出)

2024年5月23日 環境・建設委員会 原純子都議(江戸川区選出)

開発による

一帯の動植物への甚大な影響

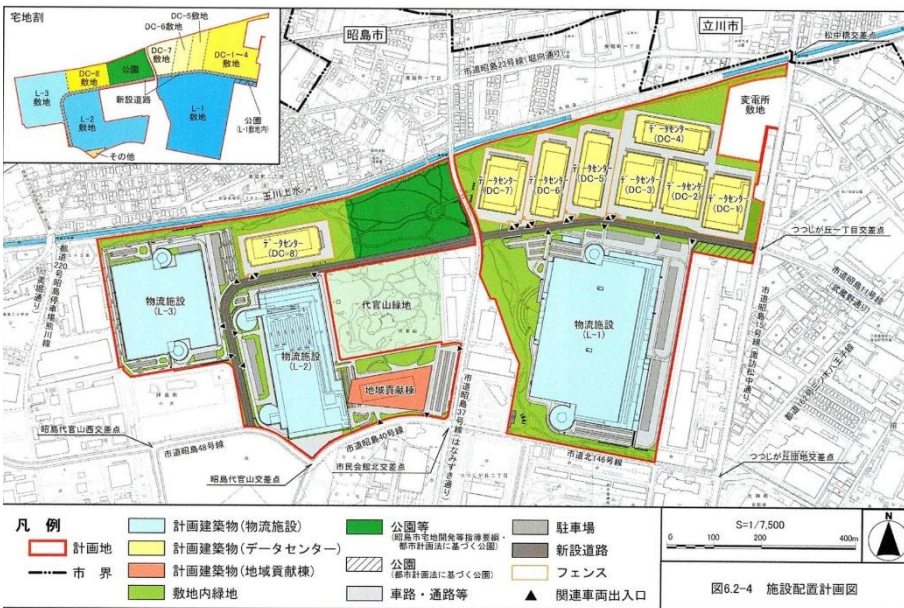
○原委員

よろしくお願ひします。GLP昭島プロジェクトについて適切な審議、対応を求める陳情が出されております。

昭島駅北口から北方向に徒歩7、8分のところに、代官山緑地を囲む58・8ヘクタールの元ゴルフ場などの広大な敷地があります。東京ディズニーランドがすっぽり入る広さです。

(図1)中央にある濃い緑の四角の部分
が代官山緑地で、ここは開発対象外となっており
ます。

開発敷地には、日本GLP株式会社が物流センター3棟とデータセンター



(上)図1 昭和の森現状マップ、(下)図2 施設配置計画図

8棟、地域貢献棟を建てる計画です。
(図2)物流センターの高さは55メー

トル、45メートル、40メートルです。

このGLP昭島プロジェクト計画

は、2022年10月に調査計画書が出され、本年1月に評価書案が提出されました。東京都の環境影響評価審査会に係る要件を伺います。

○長谷川政策調整担当部長

本事業は、環境影響評価条例に定める対象事業のうち、自動車駐車場の設置、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成及び工場の設置に係るものでございます。

○原委員

アクセスに係る基準は、駐車場は千台以上、建築物のための土地の造成は40ヘクタール以上です。この物流センターは、駐車場3千750台、計画敷地は58・8ヘクタールですから、環境アクセスの対象としてもかなり大きな



(左)図3 ホテルから代官山緑地をみる



(右)図4 ホテルからゴルフ場をみる

開発計画だというふうな受け取れます。

周りはほぼ住宅地です。

昭和の森と呼ばれるゴルフ場も、高額の会員権とかで

はなく、市民が気軽に使える施設だったと聞いていま

す。既に閉鎖をされています。

南側にはアウトドア派の

ためのお店やスポーツ交流施設などがある

り、北側は玉川上水が敷かれており、昭島市民、立川市民などの散策路として愛される自然豊かな地域です。

巨大物流センターの最初の説明会は2022年2月に開かれており、そこには850人の住民が参加したそうです。なぜこんな緑豊かな場所に物流センターが来るのかとの疑問の声が多く上がりました。

この一帯の緑地は昭和の森と呼ばれており、昭島市の都市計画マスタープランで緑の拠点、水と緑を守り育てるゾーンとされています。

昭和の森中央南側にフォレスト・イン昭和館というホテルがあります。

今、地域貢献棟になる予定の部分です。(図1) これで見ますとピンクの

部分です。その10階の展望レストランから見た代官山緑地とそれを囲むゴルフ場の写真を撮ってきました。これが代官山緑地です。(図3)真北にこう

いう景色が広がっています。東側、建物を経た向こう側までゴルフ場が広がっています。(図4)この見える建物は高齢者の施設や保育園などの施設となっています。西側にもゴルフ場が広がっています。

ゴルフ場の敷地の北側は玉川上水があり、その北側は昭島市や立川市の住宅地が広がっています。この辺一帯にすむ動植物が今回の開発により甚大な影響を受けることが容易に予想されま

**環境影響評価の不備・誤り多数
都は責任もって精査を**

この計画地に建物を置いてみた市民団体の絵をちよつと見ていただきませう。(図5・6)この敷地に対し、このようにシミュレーションをされています。ゴルフ場は代官山緑地につなが



(上)図5 現在の敷地、(下)図6 計画建物竣工後のシミュレーション

っており、樹林が広大にあるように見えますが、この開発敷地には樹木が何本あって、物流センターとデータセンターができる樹木は何本に減るのでしょうか、教えてください。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は評価書案において、計画地内の地上から約1・2メートルの高さにおける直径10センチメートル以上の樹木については、ゴルフ場外周部の目隠し等として植栽されたサワラが846本、コース仕切り等として植栽されたアカマツが483本など、約4千900本が確認されたとしています。また、事業者は評価書案において、今後、樹形に優れ、地域在来種に該当するなどの樹木の移植や新たな樹木の植栽を検討するとしています。

○原委員

4900本あるということですが、何本伐採をするのか、何本減るのか、本

数が出されていません。評価書案でこういう本数、予測は出さなくてよいのでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

東京都環境影響評価技術指針においては、評価書案への樹木の伐採本数の記載は求めておりません。

○原委員

樹木の伐採の本数は出さなくてよくて、廃棄物の量などから想定できるということで、市民の方が廃棄の木くずの量を推計して、3千本以上は伐採されるというふうに予測をしています。深刻な樹木伐採は避けられません。住民はどのようなことを心配していると東京都は受け止めているのでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

調査計画書に対する都民意見として、大気汚染や騒音・振動、生物・生

態系等の環境影響評価項目に関する意見をいただいております。

○原委員

大気汚染や騒音・振動、こういうことについては交通量の増大による影響ということだと思います。この緑環境の悪化とともに、多くの市民が交通量の増大による影響をとっても心配されているのが私も聞き取って分かりました。

1日5千800台の車両が走行し、うち大型車は3千530台とのこと。周りには地図で数えただけでも小学校が12校、中学校が4校、ほかに保育園、高齢者の施設が多くあります。警察・消防委員会に、交通渋滞や交通事故の多発など、生活環境の悪化が予測されると多くの市民が訴えておりまして、環境アセスメントでは通路の安全などの問題が扱われない、これはどのような理由からでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

環境影響評価項目は、規則において大気汚染や悪臭、騒音・振動など17項目と定めており、交通渋滞や交通安全は評価項目となっております。

なお、事業者は、評価書案において評価項目となっている大気汚染や騒音・振動に関する対策の一環で、ルート分散や効率的な運行管理など、交通渋滞等の対策にも資する環境保全措置を検討するとしています。

○原委員

交通量やその影響予測などの問題は警察・消防委員会に陳情がかかっておりますのでそちらに委ねますが、子供を育てる安全な環境が一変するのはとても看過できない問題です。

陳情者は、審議過程にある環境影響評価書案に不備や誤りがないかを精査し、あれば早急に修正するよう事業者に求めてほしい、そういうことを求め

ております。環境影響評価書案を審議にかける前に不備、誤りがないかということや都はチェックするのでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

評価書案などのアセス図書は、事業者自らが条例等に定められた事項を記載して作成し、提出するものでございます。提出された評価書案については、都民等からの意見や環境影響評価審議会における専門的立場からの審査を経て出される答申を踏まえ、事業者が検討を加えて環境影響評価書として作成されることとなります。

なお、都といたしましては、条例等で定められた記載事項に不足がないかなどを確認の上、図書を受領しております。

○原委員

形式的なチェックということだと思います。条例などで定められた記載事

項に不足がなければ、内容の細かいところまではチェックしないということでの提出がされ、審議が始まっているということですか。

私も住民の方にこの間お聞きしてきただんですが、オオタカの行動圏設定に誤りがあるのではないかと、代官山緑地で巣穴が見つかったというアナグマについて、生態系や食物連鎖の表において記載が欠落しているなどの指摘がされております。

さらには関連車両の走行に伴う道路交通の騒音、振動の予測地点のミス、将来交通量の集計ミスの指摘、そのほかにも景観地点の設定の欠落、日影の予測結果の書き間違いなども指摘がありました。大変多く指摘があるように受け取れます。明らかなミスがあれば、環境影響評価も変わらざるを得ません。誤りや不備には通常どのような対応をするのでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

先ほどもご答弁いたしましたでしたが、提出された評価書案については、都民等からの意見や環境影響評価審議会における専門的立場からの審議を経て出される答申を踏まえ、事業者が検討を加えて、環境影響評価書として今後作成されることとなります。

○原委員

評価書案への都民意見は438件と伺いました。相当な数が出されています。その中で意見とともに指摘事項も提出されていると思います。都としても、審議会としても、ぜひよくチェックをしていただきたいと思います。陳情者の願意のとおり、審議に影響を与えるような不備や誤りがないかを精査し、必要な対応をされるよう強く求めておきます。

絶滅危惧種オオタカ

正しい解析で守って

このたび、昭和の森で営巣し、子育てをするオオタカの様子が初めて写真と動画で撮影されたと、一昨日、昭島のオオタカと環境を守る会による記者会見が行われました。そこでオオタカとヒナの写真と動画が公開されました。記者会見のこと、ご存じだと思います。(図7)これが公表されました写真です。真ん中に親鳥がいて、ヒナが2羽見えます。

評価書案でも代官山緑地にオオタカの営巣があることは記載をされていますが、まずお聞きします。猛禽類の生息が確認された場合、環境省の手引では猛禽類の保護の進め方について何と書かれていますか。

○長谷川政策調整担当部長

環境省策定の猛禽類保護の進め方では、講ずべき保全措置については、そ



図7 オオタカとヒナの写真

れぞれの事業で行動圏内の利用区域ごとに調査結果に基づき、回避、低減、代償の順に検討することが基本であるとしています。

こうした考え方も踏まえ、事業者は評価書案において、営巣が確認されている代官山緑地は維持するとともに、

工事の施工中はコンディショニングなどの低減策やモニタリングを行いつつ、警戒行動が確認された場合は工事を一時停止する等の措置を実施するとしています。また、工事完了後は遮光フェンスの設置や営巣期の沿道の立入制限等の措置を実施するとしています。

○原委員

いきなり工事の話に飛んでしまったようですけれども、まずは回避ということが書かれています。まずは回避、避けるということが上げられています。私も環境省の文書を読みました。が、営巣中心域について、この区域において、住宅、工場、鉄塔などの建造物、道路の建設、森林の開発は避ける必要があると書かれました。ご存じだと思います。

昨日の記者会見での日本自然保護協会の参与であります横山隆一さんの

オオタカについてのコメントを紹介し
ます。

希少種の鳥類が繁殖中であることの公表と巢内のヒナの画像の提供は特例中の特例である。愛鳥家の間では繁殖期やヒナの養育期は特に自粛をしよう期間だということだそうです。その中で今回の公表は、その繁殖環境のみならず、生育地そのものが失われようとしていることから、特段の緊急事態と考えられたために行ったものです。

オオタカは、東京都では絶滅危惧種Ⅱ類に区分されている種であり、希少な絶滅危惧種です。それが市街地域の中で繁殖活動を継続的に行っている場所がある（評価書案に記載されている）ということに驚くべきことです。この開発案件に関わる範囲には3ペアのオオタカが生息しており、それぞれに繁殖成功の実績があると記載されています。隣接して繁殖ペアがいると

いうことは、都下においては極めてまれなことですが（知られているのは皇居）。

ところが、評価書案の閲覧資料は保護上秘匿しなければならぬ営巣場所の詳細などの情報以外の情報まで全て伏せられているため、開発後、現在のよう繁殖が続くか否かを検討する材料にはなりません。また、行動圏解析は1ペアしか行われていないにもかかわらず、影響は軽減されるなどと書かれています。繁殖が継続するであろうという記述は一切ありませんでした。正しい環境影響評価がなされているとは考えられません。このようにコメントをされています。

横山氏は、オオタカが家族で生きていくためには30ヘクタールの緑地が必要だと。代官山緑地は4・4ヘクタールですから、本当に開発そのものを

見直す必要があるというふうに訴えているのだと思います。

この写真、本当に貴重な写真だということですが、通告しておりませんが、もし感想などをいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は環境影響評価書案におきまして、営巣が確認されている代官山緑地は維持するとともにコンディションニング等の低減策、それから、モニタリングを行うつつ、また、警戒行動が確認された場合は工事を一時停止する等の措置を実施するなどしております。

○原委員

なかなか感想というより、都として何をいわずにいきやいけないかということが先になってくるんだと思いますけれども、私はやっぱり環境局として、何というか、希少動物、こういう子育て

をしているそういう姿を見て、守っていきなさいいけない、そういう立場と一緒に取ってほしいなというふうに思います。

アナグマやタヌキのため

分断のない敷地保全を

東京都レッドデータブックに載っているアナグマやタヌキの生息も代官山緑地において確認をされています。

北側に、これはごめんさい、私が撮ったんじゃない、いただいた資料なんですけれども、私が視察に行ったときにもアナグマの通った跡、これですね。(図8)それから、ここに巣穴があることを教えていただきました。(図9)

北側に緑地をつくるというふうに当初の計画を一部見直されたということ



(左)図8 アナグマの通った跡



(右)図9 アナグマの巣穴(画像中央右側)

ですが、その間には16メートルの東西道路をつくる計画となっています。ちよつと見にくいんですが、この代官山緑地の北側、この地域に、この一帯、場所に緑地をつくるというふうな計画に、先ほどの図でも分かると思いますが、なっています。ですが、続いていないんですよね。間に道路が入ってしまうということ

で、その16メートルの道路をアナグマやタヌキは渡れるんでしょうか、見解をお聞きます。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は評価書案において、環境保全措置として、代官山緑地と北側の公園とを道路下で、トンネルによりつなぐようにアニマルパスの設置を検討するとしています。

○原委員

アニマルパスなんですけど、専門家によれば、アニマルパスというのは、その道しかなければ使う可能性がある。その場合、公園を囲って、こちら側から道路に出られない、向こう側も公園にフェンスを設ける、こういう措置が必要だと。アナグマが通るような穴もつくってはいけない。そういうことなんです。アニマルパスというふうに名づけても、使うかどうかはアナグマ次第という感じですね。道路と

いう分断のない敷地を保全することが重要ではないかというふうに思います。

アナグマの専門家である金子弥生東京農工大学准教授は、アナグマの行動圏調査から、30ヘクタールの範囲で移動が制限されることが必要だというふうにコメントされています。人間の勝手ゆえに、結果、すみかを奪っていくのでは許されないというふうに思います。

都の戦略をいかに

環境守る開発規制を

ちなみに、この東西道路がつくられる予定地には一部自然林と見えるような鬱蒼とした樹林も見られます。

これ玉川上水に沿った敷地の部分ですけれども、ここの樹林帯、大変人の手が入っていないようなところです。

この樹木たちがどうなるのか、大規模な自然破壊がされるのではないかと住民の人たちが本当に心配をしております。

日本GLP株式会社はネイチャーポジティブの参加企業だということを存じでしょうか。2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるというネイチャーポジティブの取組に賛同をされている会社です。ブラックジョークかどなたかがおっしゃっていましたけれども、本当にそのとおりだと思います。ネイチャーポジティブの方針を会社として持っているから、その考えに見合う事業を展開すべきだと思います。

そして、これは生物多様性地域戦略を策定している東京都としての権限をしっかりと発揮すべきだと考えます。環境アクセスの運営側からの答弁が続いてきましたが、それだけではなく、都と

して、都の環境局として、緑を増やし、生物多様性を守る、希少種を保護する、そういうことと住民が安全に緑豊かな環境の中で暮らせる権利を守る立場から開発規制のルールを持つべきではないでしょうか。そうしなければ、東京の緑はどんどんと失われていってしまいます。都が開発から環境を守る取組においてリーダーシップを取ることを求めます。

この陳情は環境影響評価審議会での審議を正確で不備なく行い、慎重に、かつ徹底的な審議を行ってほしいということを求めています。この願意は会派を超えて、委員の皆さんが賛同できる内容だというふうに確信をします。採択することを呼びかけて、私の質問を終わります。

2024年5月28日

警察・消防委員会

大山とも子都議

(新宿区選出)

交通量激増

住民・自治体・事業者と協議を

○大山委員

GLP昭島プロジェクトというのは、東京ドーム12個分、ドイツニールランドがすっぽり入る土地に、現在あるゴルフ場やホテルを潰して巨大流通センターとデータセンターを建設するというものです。

私も現地を見に行つて、お話も伺つてまいりました。GLP昭島プロジェクトの周辺は閑静な住宅地であり、小中学校なども9つもこの周辺にあります。それだけに、現在の状況が激変するこの計画の説明会には、850人以

上の住民が集まるというように、いかに関心が高く、また心配をしていらっしゃるのかということの表れだと思います。

その心配の1つが、今回の陳情の警察・消防委員会に付託された自動車交通量の増加による影響です。ゴルフ場などがあるところに巨大な物流倉庫とデータセンターができるというGLP昭島プロジェクトです。陳情を出された方々をはじめ、多くの皆さんが心配している1日約5800台、つまり5800台が入ってきて出ていくという交通量の増加が、交通渋滞の悪化、交通事故の増加、道路、橋梁等の構造に悪影響を与えるのではないかという心配は当然だと思います。

警視庁は、交通量の激増をどう受け止め、どのように対応しているんでしょうか。

○大窪交通部長

警視庁としましては、安全で円滑な道路交通環境の確保が重要であると考えており、本件プロジェクトによる交通量の増加に伴う影響を最小限に抑えるため、道路の新設や、交通量の増加が大きいと見込まれる交差点の改良などについて、事業者や関係自治体と協議を進めています。

施設開業後も、事業者等と引き続き連携し、交通状況を注視しながら、安全で円滑な道路交通環境の確保に向けた対策を講じてまいります。

○大山委員

安全で円滑な交通環境の確保が重要であること、それから、交通量の増加に伴う影響を最小限にとどめるために道路の新設、これはこれでちよつと課題もあるんですけども、また、交差点の改良などについて、事業者や関係

自治体と協議しているということですね。これは重要なことだと思います。

しかし、陳情書では、昭島市が2022年11月に事業者に対して物流トラック等の計画交通量の削減を要請したにもかかわらず、全く削減されず、分散させるだけの対応になっていると指摘しています。引き続き住民の皆さんの意見を伺って、関係自治体と共に事業者と引き続き協議していただきたいと思えます。

住民の安全のため

車両の交通規制を

具体的に伺いますけれども、はなみずき通りの物流施設ができる予定の向かい側には、高齢者のケア付住宅、それから特養ホーム、その間に認定こども園があります。こども園には、朝夕の子どもの送迎のために、車や自転車

などで、もちろん歩いて通園するお子さんたちもいるわけです。今でも、車での送迎だと路上で待機しなければならぬ。そんな状況だそうです。

片道一車線で、車道の幅に余裕がない道路なので、自転車は歩道を走っています。自転車は1台通れば歩行者は1人しか歩けないような、そういう幅の歩道です。その道路に大型トラック、普通車含めて大幅に自動車交通量が増えるわけですから、渋滞や子どもたちの安全を脅かされる状況になることは明らかではないでしょうか。どう対策を立てていますか。

○大窪交通部長

はなみずき通り周辺をはじめ、本件プロジェクトに係る施設周辺における地域住民の安全と一般車両の円滑な通行を確保するため、事業者及び施設に出入りすることとなる車両のドライバー等に対し、安全運転に向けた情報提

供や指導を行うほか、通学時間帯における関係車両の抑制等について、事業者等と協議を進めてまいります。

○大山委員

とりわけ通学時間帯、保育園などの送り迎えの時間帯もそうですけれども、その関係車両の抑制は重要だと思います。

伺いますけれども、この地域の交通事故件数を、過去3年分で結構ですので教えてください。

○大窪交通部長

令和3年から令和5年までの3年間に、施設周辺の五日市街道外5路線において発生した交通人身事故件数は、合計325件です。

○大山委員

GLP昭島プロジェクト計画地域の周辺道路、つまり五日市街道、多摩大橋通り、宮沢中央通り、都道220号、江戸街道というこの6つの道路

で、この3年間で起きた人身事故が325件ということですが、この今の6つの道路の内側だけでも小学校4校、保育園もあります。さっきのこども園もあります。だからこそ住民の皆さんは、子どもたちの通学時をはじめ、交通事故を心配しているんです。

立川警察署長宛てに、今年の3月1

6日付で宮沢中央通り及び殿ヶ谷街道における交通規制に関する要望書というのが出されています。西砂地域を構成する各種団体の総意としての要望だと述べて、大勢の児童生徒が通う通路である宮沢中央通り及び殿ヶ谷街道の車両の交通規制（全面通行禁止または時間帯規制）を要望するとしています。この要望についてどう対応しようか。

○大窪交通部長

宮沢中央通り及び殿ヶ谷街道における通行禁止規制につきましては、実施

した場合における迂回路の有無や、迂回した車両による周辺道路への新たな交通障害の見通しなどを総合的に判断し、事業者や関係自治体と協議を進めてまいります。

○大山委員

ぜひ事業者や関係自治体と協議、重ねていただきたいと思います。

道路・橋梁等の構造や生態系への影響注視すべき

同時に、この周辺は、大型商業施設が複数あって、週末は渋滞が頻繁に起こるそうです。そのため、ただでさえ緊急車両の通行が困難なところに、車の交通量が増えるのですから、命に関わりかねない問題だと思っています。

交通量の増加が1日5800台で、そのうち大型車以上が1100台ということなんです。交通事故が大きな

心配ですが、陳情文にあります道路、橋梁等の構造に悪影響を与えたりしないか都として注視して、必要だったら措置してくださいということをお求めしています。

例えば、玉川上水のはなみずき通りが玉川上水と交差しますけれども、そこに架かっている美堀橋の耐荷重は20トンなんですって。10トントラックが2台一緒にその橋に乗ったらどうなるんだろうかということも心配されています。交通管理者としても見過ごせないことではないでしょうか。

さらに、開発地域にある代官山緑地は、陳情にも書いてあるとおり、生物多様性豊かな場所で、オオタカが巣をつくって、希少な植物も数多く見られるすてきなところなんです。代官山緑地は残すといえますけれども、代官山緑地が単独で存在しているわけではなく、周辺のゴルフ場だとか、玉川上水

だとか、河川などの環境があって、そこで生き物が生きていくということなんです。それだけに、代官山緑地とゴルフ場の間に新たに作る新しい道路によって分断される生態系への影響も住民の皆さん危惧しているんですね。

GLP昭島プロジェクトによって、この地域の環境が激変する事態になります。最初に答弁されたように、安全で円滑が道路交通環境を確保するために、引き続き事業者や関係自治体と住民の皆さんの声をしっかり聞いて、協議を重ねていただきたいと思います。

この陳情の趣旨採択を求めて、質問を終わります。

2024年9月13日
環境・建設委員会
アオヤギ有希子都議
(八王子市選出)

全国最大規模
178万トンのCO2排出

○アオヤギ委員

日本共産党のアオヤギ有希子です。昭島GLPの陳情について質疑をします。

昭島GLPプロジェクトは、昭島市にある昭和の森ゴルフ場跡地を日本GLPが買い取り、データセンター8棟、高さ45メートルから50メートルの物流施設の棟が3棟造る計画です。

この周辺に約7千世帯の方々が住んでおられるということで、住環境への

大きな影響を懸念されている旨が陳情理由に書かれています。

上向自治会の会長さんが陳情者となり、追加署名の23人の方も周辺の町会長さんなどお聞きをしております。住民の代表の皆さんですので、非常に重みがあると思います。

この方々がアセスメントをどうか慎重に行ってほしい、審議してほしいということなのです。

幾つか理由として懸念が挙げられていますので、幾つかの問題について聞いていきます。また、見解書でも都民から意見が400件以上来ており、そこでも共通する懸念がありますから、対策について聞いていきます。

この敷地面積は58・8ヘクタール、この敷地を取り囲まれるような形で代官山緑地があり、アセスメントの中で、オオタカなどの希少生物が、この敷地全体に確認されています。

資料をお渡しします。〔資料配布〕

(パネルを示す)(図10)お配りしておりますけれども、事業者が提出した環境影響評価書案には、この事業全体のCO2排出量が記載されています。178万8千トンというところで、これは東京都内、全国を見ても最大規模のデータセンターとなることが分かりました。

この資料を見てください。こちらは、昭島巨大物流センターを考える会のホームページより、データセンターの学習会の資料が公表されています。産業技術研究所の歌川氏が、評価書案のCO2排出量と環境省、経産省の2021年のデータセンターのCO2排出量を基に作成した図です。これを見ますと、

情報通信業事業所

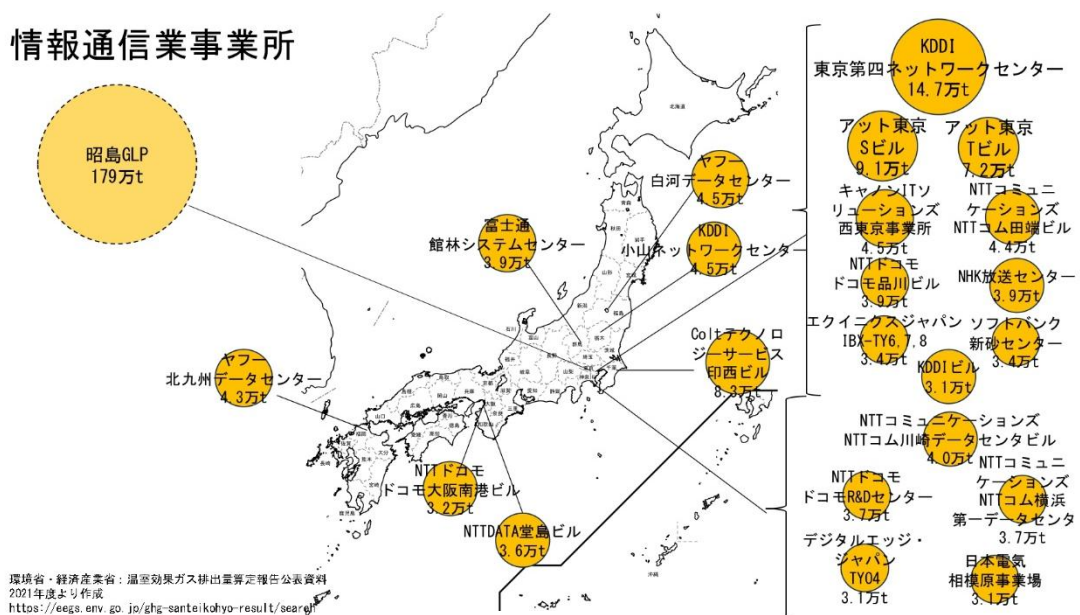


図10 (情報通信業事業所のCO2排出)

全国でも、都内でも桁違い、2桁違うという排出量がG L Pであります。

キャップ・アンド・トレード 対象事業所

同資料には、全国自治体ごとの消費電力量を上から順に並べた資料もあります。そちらによりますと、全国で一番のところが大阪市になります。都内で一番が港区で全国では18番目、次が江東区で全国では21位、千代田区が3番目で全国では24位、都内4番目が大田区、続いて昭島G L Pが一事業者で都内5番目と、全国で33位に匹敵する電力消費量です。

ちなみに、昭島市全体ですけれども、全国で327位、消費量であり、今の評価書案どおりに建設、稼働されたら、昭島G L Pプロジェクトは、昭

島市の5・7倍の電力消費量となるもののです。

東京都は、平成22年度から、環境確保条例に基づき大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度、キャップ・アンド・トレード制度を実施していただけますけれども、G L P昭島プロジェクトは、評価書案どおりに稼働したらキャップ・アンド・トレードの対象になりますか。確認します。

○長谷川政策調整担当部長

条例及び規則では、事業所の年間のエネルギー使用量の実績が、原油換算1500キロリットル以上となった場合、キャップ・アンド・トレード制度の対象事業所になると定められております。

○アオヤギ委員

答弁のとおり、キャップ・アンド・トレードの対象になるということですので。

それでは、続いて聞きますけれども、キャップ・アンド・トレード制度の対象の今の事業者のうち、最大規模のC O 2排出量の事業所の排出量は何トンですか。

○長谷川政策調整担当部長

既に公表されている直近の2022年度実績では、約16万トンでございます。

○アオヤギ委員

16万トンということで、キャップ・アンド・トレード制度始まって以来の最大規模の178万トン、10倍以上ですね。C O 2排出量となるのが昭島G L Pです。

このキャップ・アンド・トレード制度、3年間の制限かけない期間がある

んですけれども、その期間に事業所には何を求めるのですか。

○長谷川政策調整担当部長

条例では、温室効果ガスの排出量や削減対策などの報告を義務づけております。

○アオヤギ委員

これ、3年間は、そういった報告を義務づけて平均値などを見ると聞いていますけれども、このキャップ・アンド・トレード制度は、稼働してから3年から削減の行動を取っていくという制度です。最初の年から3年はCO₂に規制がかかりません。

しかし、これだけの量のCO₂に対して、2030年カーボンハーフを実現しようとしている東京都が何も規制をかけなくてよいのかということが、この局面で問われています。

現在の東京都のCO₂の削減状況は、2021年度の確定値で1・

9%、2022年度の速報値で4・4%という50%にまでは程遠い状況です。

東京の特徴である事業所が増え、業務部門のオフィスビルのCO₂の排出量が多いということに対し対策をしていかなければ、カーボンハーフは実現困難です。

そして、今回明らかになった巨大なデータセンターの問題は、東京の新たな課題だと考えます。データセンターは大量の電力が必要で、サーバーを増やす必要もあるものです。

ここをいかに省エネ機器を取り入れて再エネ電力を使うようにできるかが世界中でも問われています。

アップル、グーグル、メタなど世界の企業のデータセンターでは、2021年度、運用消費、電力消費量の10%相当を電力購入または生成していると聞いていますけれども、取組が遅

れているところもあるということです。事業者もあるということです。

GLPは、テナントをこのデータセンターに入れるということになりますけれども、東京都のキャップ・アンド・トレード制度では、テナントが事業者との約束を破り、CO₂を大幅に増やした場合、誰の責任が問われるんですか。

○長谷川政策調整担当部長

条例では、対象事業所を所有している事業者等が、当該事業所の温室効果ガスの排出について責任を有するとされております。

○アオヤギ委員

つまり、この場合、GLPの責任になるということになります。CO₂排出削減は、テナント任せにはできないということになります。どんなテナントが入ろうとも、キャップ・アンド・トレード制度に基づいて排出量を

削減していかなければならないということですが。

GLPに再エネ100%を求めよ CO2削減目標の策定すべき

GLP昭島プロジェクトのCO2排出量は、都内でも最大規模の排出する自治体の1つ分、1つの自治体が増えると考えてもいいと。一緒の桁違いの規模であり、東京都の気候危機対策に多大な影響を与えるものと考えますが、GLPの178万トンの排出量は、東京都の2030年カーボンハーフという目標に対して、どのような影響を与えるとお考えでしょうか

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、評価書案等において、照明や空調設備への高効率機器の採用、物流施設屋上への太陽光パネル5メガワットの導入、また、再エネ由来の電力の調達の検討などを行っていくとし

ており、温室効果ガス排出削減に寄与できるよう努めていくとしております。

○アオヤギ委員

そういう対策をした上での178万トンという数を出してきております。5メガワットアワーとおっしゃいましたけれども、つまり年間7300メガワットアワーに対して、計画建築物、GLPの建築物のエネルギー消費量は、年間366万メガワットアワーですね。全然賄える量ではありません。太陽光パネルは、物流施設の屋上だけにつける計画で、データセンターの屋上は排熱の施設があるからつけられないというふうに説明しています。

昭島市長の環境影響評価書案への意見では、昭島地域の温室効果ガス排出量の削減目標は、2030年カーボンハーフ、2050年カーボンニュートラルである。目標達成のため、本開発

においても一層の温室効果ガス排出量削減に努められたいと見解書に書かれています。

およそ6倍もの排出量のGLPが、このまま排出量で稼働したら、2050年カーボンニュートラルは実現不可能というふうに思います。

日本国内のデータセンターのエネルギー効率を見ると、さくらインターネットというところは、エネルギー効率を表すPUEが1.1を達成したという事です。

PUEは1に近づくエネルギー効率が良いというもので、GLP昭島は1.4を目指すと考えていると示されていますけれども、それで178万トン排出になると。PUE 1.4は、日本のベンチマーク目標となってます。そこだけ達成すればよいというふうに示しているわけで、このことに対して、審議会委員の方から、GLPの

本国のシンガポールでは、PUE1・3を求められているのではないかと指摘をされたということです。国によって省エネ効率を変えらるということですね。

そして、私、日本GLPのホームページを見て驚きましたけれども、再エネ事業のところには、日本GLPが目指す再生可能エネルギー事業というふうに書かれています、物流施設も、データセンターも、私たちが所有する施設では多くの電力が使われています。

それと同時に、クリーンエネルギーを生み出す多くの施設を保有しています。中略しますが、電力需要家、発電事業者として、企業活動に必要な電力を100%クリーンエネルギーに転換できないか。日本GLPが保有する施設で生み出されたクリーンエネル

ギーを自社プラットフォームを活用し、パートナーの皆様と無駄なく循環していくことにより、脱炭素社会における新しいエネルギーシステムを構築していきますと、そういうふうなアピールされているわけですね。

でしたら昭島GLPでもやってもらおうじゃないかというふう思うんですけども、こういう力のある企業なのだとホームページを見ても分かるんですけども、都として省エネ設備の導入を求めたり、再エネ100%を事業者に求めるべきではないですか。

○長谷川政策調整担当部長

審議会では、地元自治体等からの意見も含め、専門的立場から審査、審議されていくこととなります。

○アオヤギ委員

私は、都が自ら、温室効果ガス削減目標に関わることで、力あるGLPに再エネ100%を都が求める

べきではないかとお聞きしたものです。

GLPと独自の協定を

さらに伺いますけれども、団体さんの学習会の講師の歌川氏は、自治体の条例や自治体と事業者が協定を結んで、様々な事業に対して規制をかけた事例があるということです。

千葉県流山市は、流山市街づくり条例でデータセンター計画が中止になったということなんです。

事業者と東京都が協定を結んで、CO2の排出量の目標を立て、守らない場合には業務停止などを含む約束をしていくべきではないでしょうか。

○長谷川政策調整担当部長

都の環境影響評価手続は、事業者が大規模な開発事業を実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測、評価し、その内容について専

門的立場からの審査を受ける一連の手続でございます。

○アオヤギ委員

これもアセスメントの手続のお話なんです。その中で、事業者はPUE 1・4、CO2排出量178万トンと、ということを示したままなんです。これと別に都が、事業者に対してアセスメントでは何も制限がないCO2削減目標や、この後お話しします排熱の問題についても、きちんと事業者と約束が必要だと申し上げたところです。

都の2030年カーボンハーフの目標に関わる重大な問題で、これ以上、規制をつくっておかないと、他のデータセンター計画にも影響、この後も計画があると聞いています。アセスメントにもかかわらず可能性、高いと。こういうことが野放しになってしま、ますます目標達成が困難となることは明らかです。世界で5番目の排出

量の日本の首都東京で、CO2削減に責任を果たすことを強く求めるものです。

2024年9月25日

第三回定例会本会議 代表質問
とや英津子都議(練馬区選出)

環境政策について

Q9 昭島市で進められている巨大データセンター建設計画は、CO2排出量が年間179万トンにのぼり、データセンターとしては日本最大規模、昭島市全体の排出量の3・6倍に匹敵します。

この計画を知事は、どう受け止めますか。脱炭素の取り組みに逆行するとは明白です。計画の中止、抜本的再検討を求めるべきです。答弁を求めます。

○環境局長(松本明子君) 次に、民間施設の事業計画についてでございますが、本事業は、事業者が自らの所有地において実施するものでございます。現在、環境影響評価審議会において審議が進められているところでございます。

(質問・答弁は、日本共産党東京都議会議員団HPにてご覧いただけます)

ご意見・ご要望をお寄せください

2024年12月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都議院内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>